

2026年2月20日
「障害者」をとりまく法制度のバリア

「成年後見利用で失職、なぜ？」

1

愛知県弁護士会 弁護士 篠田達也

1

事件の概要

軽度の知的障害のあるAさんは、警備会社に就職して、工事現場や駐車場等で交通誘導警備業務を行っていた。

Aさんの勤務ぶりに何ら問題はなく、会社も勤務を続けてほしいと考えていた。

Aさんは、平成29年に成年後見制度のうちの一つである保佐開始の審判を受け、審判が確定した。

ところが、Aさんが被保佐人になったことにより、当時の警備業法第14条及び同第3条第1号（ただし、Aさんが退職した後、令和元年改正で削除された）が定めていた警備員の欠格事由に該当することとなり、Aさんは、退職を余儀なくされた。

2

2

保佐とは何か

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって財産管理や契約を自分で行うことが十分にできなくなった方について、本人の権利を守る人（「成年後見人」、「保佐人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度である。

成年後見制度は、法定後見と任意後見に分けられる。

法定後見には、判断能力の程度に応じて、成年後見、保佐、補助の3つの類型があり、家庭裁判所の審判によって制度利用開始となる。

成年後見人等は、本人の財産管理をしたり、本人のために福祉サービスの利用契約を締結したり、といった支援を行う。

Aさんは、法定後見のうち保佐を利用している。

3

3

問題となった警備業法の条文

Aさんの保佐開始当時の警備業法第14条、同第3条第1号（これより後のスライドでは、「本件規定」と書きます）

（警備員の制限）

第十四条 十八歳未満の者又は第三条第一号から第七号までのいずれかに該当する者は、警備員となつてはならない。

2 警備業者は、前項に規定する者を警備業務に従事させてはならない。

4

（警備業の要件）

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、警備業を営んではならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

4

本件の基本時系列①

- ・昭和47年 警備業法の制定。制定当時の警備業法には本件規定は存在しなかった
- ・昭和57年 警備業法の改正により、本件規定の前身となる規定が追加された
- ・平成11年 禁治産制度から成年後見制度へ。
これに伴う警備業法の改正により本件規定が成立した
- ・平成25年3月14日 東京地方裁判所が判決において、成年被後見人は選挙権を有しないと規定していた当時の公職選挙法の規定につき、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反しており無効である旨、判示した。
- ・平成26年1月20日 日本政府が「障害者の権利に関する条約」を批准

5

5

本件の基本時系列②

- ・平成26年 Aさんが警備会社に就職
- ・平成29年 Aさんは家庭裁判所で保佐開始の審判を受け、確定した
被保佐人になったことにより、Aさんは退職を余儀なくされた
- ・平成30年1月10日 岐阜地方裁判所に訴訟提起
- ・令和元年 警備業法から本件規定が削除された
- ・令和3年10月1日 第一審 岐阜地方裁判所判決
- ・令和4年11月15日 控訴審 名古屋高等裁判所判決
- ・令和8年2月18日 上告審 最高裁判所大法廷判決

6

6

提訴の経緯

Aさんは、障害者を保護するための成年後見制度を利用開始したことにより、それまで問題なく続けてきた職を奪われることになってしまった。

→Aさん「なんで？」

本件規定により、精神上的障害を負う者は、成年後見・保佐の利用ために警備員としての就業を断念するか、それとも警備員として就業するために権利擁護のための成年後見・保佐の利用を断念するか、いずれかを選ばなければならなくなる。

→警備業法の本件規定自体がおかしい。被保佐人を警備員の欠格事由とする本件規定は憲法が定める職業選択の自由等に反しているのではないか。

7

→そこでAさんは、退職の原因となった本件規定は違憲無効の規定であると捉え、本件規定を改廃しなかった国に対し、平成30年1月、国家賠償法に基づく損害賠償を求めて、岐阜地方裁判所に訴訟を提起した。

7

この訴訟の主な争点

①被保佐人であることを警備員の絶対的欠格事由とする本件規定が、憲法22条1項が定める職業選択の自由に違反するかどうか

②被保佐人であることを警備員の絶対的欠格事由とする本件規定が、憲法14条1項が定める法の下での平等に違反するかどうか

8

③国会が本件規定を改廃しなかったことが、国家賠償法上違法かどうか

8

争点に関する憲法と法律の条文

憲法 22 条 1 項

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

憲法 14 条 1 項

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

9

国家賠償法 1 条 1 項

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

9

本件規定により生じうる不平等

憲法 14 条 1 項の法の下に平等に関して、本件規定により、以下の例のように、様々な不平等が生じうる。

- ・「健常者」と「障害者」間の不平等
- ・成年後見・保佐を利用する「障害者」と成年後見・保佐を利用しない「障害者」間の不平等
- ・成年後見・保佐を利用する「障害者」と任意後見を利用する「障害者」のうち事理弁識能力が被後見人・被保佐人と同等である者の間の不平等

10

10

第一審 岐阜地方裁判所（平成30年（ワ）第9号）の経過

- ・平成30年1月10日 訴訟提起
- ・平成30年3月19日 第1回口頭弁論
- ・以後、平成30年6月15日、平成30年9月14日、平成30年11月2日、平成30年12月21日、平成31年2月18日、平成31年4月22日、令和元年6月21日、令和元年8月5日、令和元年10月25日、令和元年12月20日、令和2年3月16日、令和2年7月27日、令和2年12月11日、令和3年3月5日、令和3年5月14日に期日が開かれた。
- ・令和3年10月1日 判決

11

11

第一審判決における、争点についての裁判所の判断

- ①本件規定が憲法22条1項が定める職業選択の自由に違反するかどうか
→違反する。
- ②本件規定が憲法14条1項が定める法の下での平等に違反するかどうか
→違反する。
- ③国会が本件規定を改廃しなかったことが、国家賠償法上違法かどうか
→違法である。
10万円の損害賠償を認めた。

12

12

控訴審 名古屋高等裁判所（令和3年（ネ）第833号、同4年（ネ）第182号）の経過

第一審判決に対して国が控訴

- ・令和4年3月8日 控訴審第1回口頭弁論
- ・令和4年6月28日 控訴審第2回口頭弁論
- ・令和4年11月15日 控訴審判決

13

13

控訴審の判決における、争点についての裁判所の判断

- ①本件規定が憲法22条1項が定める職業選択の自由に違反するかどうか
→違反する。
- ②本件規定が憲法14条1項が定める法の下での平等に違反するかどうか
→違反する。
- ③国会が本件規定を改廃しなかったことが、国家賠償法上違法かどうか
→違法である。
第一審岐阜地方裁判所の判決より増額して50万円の損害賠償を認めた。

14

14

障害者の権利に関する条約

第1条

全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

第4条1項

締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- (a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
- (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。

15

15

本件規定の成立背景～昭和57年改正の趣旨

昭和57年改正時の国会審議における政府委員（警察庁刑事局保安部長）の答弁

- ・「現行法の欠格事由でございますけれども、1項目しか実質的にはないと思うのでございます。つまり、特定の前科者だけが警備業を営むことができないということしか書いてないわけございまして、そういうことで暴力団などの悪質業者については排除がきわめて困難であるということが言えると思います」
- ・「不適格業者の排除あるいは警備員の非行、不祥事案の防止、積極的には警備員の質的向上を図るためにはどうしても改正をする必要があるということでございます。」
- ・「今回の改正につきましては、あくまでも警備業務に関します不適正事例の頻発等の情勢に対処するために、必要最小限度の規制を設けるというものでございます。つまり警備業の要件の整備というものは、やはり警備業者として不適格である、だれが見てもおかしいじゃないかというものにしぼりまして、そういった不適格者を排除するということでございます。」

16

16

本件規定の成立背景～昭和57年改正 における立法事実の不存在

(第一審判決P40～41。この判示は控訴審判決においても維持されている)

・「昭和57年改正時点において問題となっていた警備員の非行・不適正事案の増加が、警備業者において準禁治産者や事理弁識能力の低下に伴い判断能力が低下した者を警備業務に従事させていたことに起因することを示す資料等は見受けられない。」

・「警察庁が昭和57年改正のための立法資料として作成した「警備業に関する不適正事例」(乙27)をみても、準禁治産者や準禁治産者に相当する者が関わったとされる不適正事例は見当たらず」

17

・「政府参考人は、平成14年改正の際に、昭和57年改正時に警備員の非行や不祥事について精神障害がその原因であったかの調査がされたかについては当時の調査状況等についての資料が残っておらず答えられないと答弁しており、この点からしても、昭和57年改正時に、警備員の非行や不祥事の原因について、当該警備員の事理弁識能力や判断能力等の程度に着目した検討がされていたか疑わしいというべきである。」

17

本件規定の成立背景～私見

・本件規定の前身となる規定が設けられた昭和57年改正における国会の審議において、禁治産者・準禁治産者(当時)や精神上の障害を持つ人は、適切な調査や根拠に基づく検討なしに、暴力団などのように、警備員として「だれが見てもおかしい」不適格者であると扱われた。

18

→本件規定の制定当時の議論において、禁治産者・準禁治産者や精神上の障害を持つ人に対する偏見や差別意識があったことは否定できないのではないか。

18

障害者権利条約に関し、控訴審判決における指摘

・（控訴審判決P20）「我が国を含む障害者権利条約の締約国は、『障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行』と戦うこと（8条1項（b））を求められているのである。」

・（控訴審判決P31～32）「国会議員は憲法を尊重し擁護する義務を負っている（憲法99条）のであるし、障害者権利条約を批准したことにより、障害者に対する差別となる既存の法律、規則等を修正し、又は廃止するための適当な措置（立法を含む）をとること、あらゆる形態の雇用に係る全ての事項に関し障害に基づく差別を禁止する等の措置をとることなどが求められていたのである（障害者権利条約は、憲法13条、14条、22条1項の規定の趣旨とも軌を一にするものであるところ、これを批准しても、これにより求められている措置が国政において実施されなければ、国際的に条約に加わったという形だけのものになってしまうのである。）から、本件規定を改廃しなかった立法不作為の違法性は大きいと言わざるを得ない。」

→本件規定自体は令和元年に削除済みであるが、今後も、障害者に対する差別の解消や、障害者の権利の実現を国政において実施していくことが求められている。

19

19

上告審 最高裁判所大法廷（令和5年（才）第360号、令和5年（受）第445号）の経過

控訴審判決に対して国が上告

・令和7年5月21日

上告当初は最高裁判所の第二小法廷に係属していたが、大法廷で審理裁判することになった。

・令和8年1月14日

大法廷における口頭弁論

Aさん自身も弁護団の弁護士とともに出席して、法廷で最高裁判所の15名の裁判官に対して、自分の考えや気持ちを述べた。

・令和8年2月18日

上告審の判決

20

20

最高裁判所



21

裁判所のホームページより

21

大法廷



22

裁判所のホームページより

22

上告審の判決における、争点についての裁判所の判断

①本件規定が憲法22条1項が定める職業選択の自由に違反するかどうか

→違反する。(裁判官15名全員一致)

②本件規定が憲法14条1項が定める法の下での平等に違反するかどうか

→違反する。(裁判官15名全員一致)

23

③国会が本件規定を改廃しなかったことが、国家賠償法上違法かどうか

→違法ではない。

国に対する損害賠償請求は認められなかった。(裁判官10名の多数意見。5名の裁判官は国家賠償法上も違法であるとの反対意見を述べている。最高裁の裁判官のうちで判断が分かれた。)